

地域医療を未来へつなぐ

■問合せ／健康課健康企画担当 ☎ 24-8181

地域医療は、私たちが住み慣れた街で安心して生活していくために欠かすことのできないものです。しかし、地域医療を取り巻く現状は厳しく、持続可能な医療体制を確保するためには、**医療を受ける側である私たちを含めた全ての関係者が課題を認識し、「米沢の地域医療を自分たちで守り育てていく」という意識を共有することが必要**です。必要な時に必要な医療を受けることができる暮らしを守るために、私たちができることを考えてみませんか。

地域医療の現状

現在、全国的に医師・看護師不足や都市部への偏在が社会問題となる中で、地方では医療従事者数の減少や限られた医療機関への負担集中など、さまざまな課題が生じています。

本市でも、今後高齢化により医療に対するニーズは増える中で、**医療従事者数（下図）は全国平均や村山地域を大きく下回っています**。かかりつけ医として市民の健康を支える開業医の数は高齢化や承継問題により減少傾向にあ

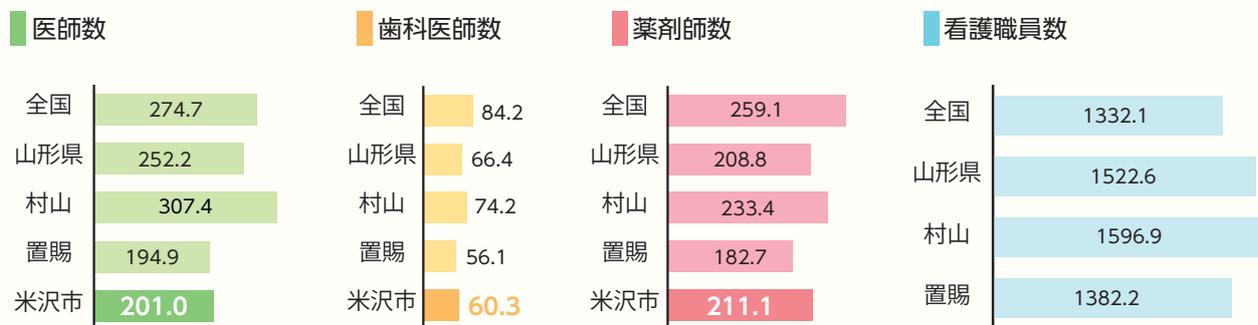
り、市立病院は市内の救急患者を 24 時間 365 日体制で受け入れる役割を担うなど、地域医療をとりまく環境は大きな変化を迎えています。

住み慣れた街でこれからも安心して必要な医療が受けられるために、**地域医療を担う人材を安定的に確保していけるかは地域全体で取り組まなければならない大きな課題**です。

米沢市の地域医療体制の維持確保のために、皆さん一人ひとりの理解と協力が求められています。

【地域別の医療従事者数の比較（人口 10 万人対[※]）】

[※]人口 10 万人対：地域によって人口規模が異なるため、単純な人数ではなく「人口 10 万人あたり」という共通の基準を用いて医療従事者の充実度を比較する指標



出典：厚生労働省 令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況、業務従事者届

Interview



米沢市医師会 会長

さの りゅういち
佐野 隆一 さん

米沢市内の診療所は高齢化に伴う閉院が相次ぎ、開業医は令和元年度 53 院から令和 6 年 12 月末には 45 院と減少しました。また一昨年から救急医療は米沢市立病院 1 カ所で担うことになり、病院勤務医の疲弊も心配されます。そこで風邪や胃腸炎などの一次救急は米沢市医師会が（休日は山形大学小児科の応援を得て）担当、入院や手術を必要とする二次救急は米沢市立病院勤務医が担当し、限りある医療資源の有効活用を検討中です。

一昨年から米沢市と米沢市医師会が協議を重ね、令和 6 年度より診療所を新たに開業または承継する医師に対する支援事業がスタートしました。令和 7 年度の対象は小児科・耳鼻咽喉科・泌尿器科で、上限 1,000 万円の補助をするものです。また「地域医療を守り育てる条例」が制定され、医療従事者の確保・育成のほか、医療サービス向上や適正受診など、市民・医療機関・事業者・市それぞれの役割が明確になりました。

こうした試みにより、今後とも市民が安心して良質な医療を受けられる体制が確保されることを期待しております。

市立病院救急外来の現場はいま

突然のけがや体調の変化——そんな時、私たちを支えているのが救急医療です。救急の現場では、昼夜問わず働いている医療従事者の皆さんがいます。24時間365日の救急医療を担う市立病院の現場の実情や思いなどを聞きました。



救急車受入件数と時間外患者数が増加

	令和4年度	令和6年度
救急車 受入件数 	1,849件	▶ 3,009件
時間外 患者数 	5,337人	▶ 9,443人 <small>※ R7.2月まで</small>

令和5年10月で救急輪番病院制度が終了、令和5年12月からは平日夜間・休日診療の体制が変わり、市立病院1カ所で救急医療を担うことになりました。救急医療体制が変わったことが一つの要因となり、救急車の受入件数と時間外に受診する患者数は上記のとおり増加しました。新病院になったことで医師は増えたものの、当直の回数は変わらず、平日夜間・休日診療の時間帯は医師会の先生方に協力をいただきながら対応しています。また、救急隊からの要請があれば全て受け入れ、「断らない救急」を実践しています。



Interview

診療技術部長兼救急科・
脳神経外科部長

かわせ まこと
川瀬 誠 医師

救急はさまざまな科の医師が診察

診療時間外は各科の医師が当番となり、日常の診察などをこなしつつ、救急の患者さんの対応をしています。専門の医師が担当するとは限らないため、その場で診断が確定するかどうかは分かりません。緊急でない場合は痛みを取るなどの処置が中心となり、必要と判断すれば専門の科の医師につないでいます。

夜間は17時15分～21時、21時～8時30分に分けてそれぞれ1人の医師が当番となり、ほぼ寝ることなく救急車や外来の対応を行っています。当直は月に3～4回ありますが、夜が明けたら家に帰れるわけではありません。当直明けは午前中の診療程度で帰宅することを勧めていますが、各科で手術や検査などが立て込んでいる場合はそうもいかず、なかなか休めていないのが実情です。

緊急でない場合は平日夜間・休日診療の時間帯に

救急車を受け入れると、救急患者の対応に集中するため、外来診療が一時的にストップすることがあります。お待たせしてしまうことがありますので、比較的軽症の場合には専門の医師に診てもらえることができる各科外来や、複数体制で対応している平日夜間・休日診療の時間帯に受診いただければ幸いです。胸痛や片麻痺など、重病が疑われる症状の場合は遅延なく受診してください。

また、救急を受診する前にお電話をいただいた際に、平日夜間・休日診療の時間に来てもらうよう看護師が案内することがありますが、断られたと思わずに、親身に話を聞いた上での判断だということをご理解願います。

Q こんなときはどうしたらいいの？

病院の診療時間外に急に具合が悪くなった

→なるべく「平日夜間・休日診療」の時間帯に受診を！

市立病院の救急外来で行っている平日夜間・休日診療は、米沢市医師会の先生方の協力を得て、一次救急の患者さんの診療を行っています。

救急車などの重症患者さんが適切な治療を受けられるよう、比較的軽症で自力で来院が可能な人はなるべく「平日夜間・休日診療」の時間帯に受診をお願いします。

医療機関を受診すべきかどうか悩む…

→山形県救急電話相談を活用しましょう。

急な病気の際に、専門的な知識と経験を有する看護師が、医療機関への受診や家庭での対処方法についてアドバイスを行います。

※この電話は医療行為ではなく、相談者の判断の参考にしていただくものです。



市ホームページ

診療時間や相談先などは、24ページの情報カレンダーをご確認ください。

みんなで米沢の地域医療を守り育てよう！

米沢市では、今年4月から「米沢市地域医療を守り育てる条例」を施行しました。

条例には、本市の地域医療を守り育て良好な地域医療体制を確保するための基本理念や、市民や医療機関、事業者や行政などそれぞれの関係者が果たすべき役割を定め、**私たちが住み慣れた地域で良質な医療を受けることができる体制を確保することを目的としています。**

地域医療が抱える問題は医療従事者や行政が努力すれば

なんとかなるという問題ではありません。医療を受ける側一人ひとりが地域医療を自分たちで守っていくという共通認識を持ち自分に何ができるかを考え、それぞれの役割を果たしていくことが必要になりますので、**次のことについて皆さんのご協力をお願いします。**



条例の詳細については▲市ホームページをご覧ください。

地域医療を守るために私たちにできること

1

自分の症状に応じた医療機関を選び、通常の時間内に受診する

医療機関にはそれぞれの役割があります。症状に応じた適切な医療機関を選び、緊急の場合を除いて、診療時間内に受診するよう心掛けることが医療従事者の負担軽減につながります。

2

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つ

日常的な診療や相談ができるかかりつけ医療機関を持ち、信頼関係を築くことにより、自分や家族の健康管理やいざという時の対応がしやすくなります。

3

医療の担い手との信頼関係のもとに治療に取り組む

医師をはじめとする医療の従事者が、限られた人員体制の中で市民の命と健康を守る役割を果たしていることを理解し、互いに協力し合い、信頼関係を育みながら治療に取り組みましょう。

4

自己の健康管理に取り組む

健（検）診の受診により病気の予防や早期発見・治療を心掛けるとともに、食生活や運動などの生活習慣に留意し、日ごろから自己の健康管理に取り組みましょう。

開業医を募集しています

米沢市診療所開設支援補助金

市内に診療所を新たに開業、または医業を承継する場合に必要な経費の一部を助成します。開業医不足を解消し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目的とした制度です。

米沢市で開業をお考えの先生は、ぜひご相談ください。また、親族やお知り合いに開業を検討されている先生がいる場合は、ぜひお声掛け願います。

■補助対象／主たる診療科が、小児科、泌尿器科、耳鼻咽喉科のいずれかであること。米沢市医師会に加入すること。市が行う医療や保健事業などに積極的に協力すること。など

■補助金額／上限 1,000 万円（対象経費の3分の2以内）

■申込・問合せ／健康課 ☎ 24-8181